

札幌市子どもの権利救済機関
(子どもアシストセンター)

令和6年度（2024年度） 活動状況報告書



令和6年度「子どもの権利ポスター」最優秀賞作品

令和7年（2025年）
札幌市子どもの権利救済委員



もくじ (Contents)

救済委員からのメッセージ	・・・・・・・・・・ P1
--------------	---------------

品川 ひろみ 札幌市代表子どもの権利救済委員
朝倉 靖 札幌市子どもの権利救済委員

【活動レポート編】

第1章 子どもアシストセンターの概要	・・・・・・・・・・ P9
--------------------	---------------

1 設置目的と性格 2 運営体制 3 相談・救済の流れ

第2章 令和6年度の活動レポート	・・・・・・・・・・ P12
------------------	----------------

1 相談の状況 2 調整活動の状況 3 救済申立てによる調査

第3章 関係機関との連携	・・・・・・・・・・ P20
--------------	----------------

1 子どものための相談窓口連絡会議 2 活動状況の報告等
3 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムへの参加

【子どもアシストセンター紹介編】

◎ 救済委員・調査員・相談員のコラム	・・・・・・・・・・ P23
--------------------	----------------

第4章 普及・啓発活動	・・・・・・・・・・ P27
-------------	----------------

1 広報・出前講座 2 視察対応

【統計・資料編】

第5章 令和6年度の統計データ詳細	・・・・・・・・・・ P31
-------------------	----------------

1 月別相談受付状況 2 相談者、相談者「子ども本人」の内訳
3 相談対象者の内訳
4 相談方法の内訳 5 相談内容の内訳

第6章 相談件数等の推移	・・・・・・・・・・ P34
--------------	----------------

1 相談の状況 2 調整活動の状況 3 救済申立ての状況
4 救済委員の自己発意に基づく調査の状況

第7章 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例	・・・・・・・・・・ P42
------------------------------	----------------





救済委員からのメッセージ

札幌市代表子どもの権利救済委員 品川 ひろみ

2024 年度より代表子どもの権利救済委員をつとめている品川です。子どもアシストセンター（以下、「アシストセンター」といいます。）の救済委員としては 4 年目の経験となります。

さて、救済委員としてこの 4 年間を振り返りますと、相談件数は上昇傾向にあり、相談件数が多いばかりでなく、相談の内容に深刻なものが多いとも感じています。

本当であれば、毎日が新しい発見でワクワクし、将来に希望が持てる毎日を送ってほしい子どもの時期ですが、アシストセンターに相談してくる子どもたちの多くは、それとは反対に、毎日辛い日々が続き、将来に希望がもてないという相談も少なくありません。

子どもが成長して自立して生きていくことは、けっして簡単なことではないと改めて思います。子どもが様々な経験をして成長していくためには、子どもを支える大人たちのかかわり、中でも親との関係は非常に重要なものです。昨年度の「あしすと通信」でも親子のかかわりについてお伝えしてきたところですが、あらためて親と子どもの関係に焦点をあわせてお話ししたいと思います。

子どもにとっての家族の意味

子どもは生まれてから大人になるまで、家族あるいは家族に代わる集団のなかで育ちます。この「家族」ですが、わたしたちが自然にイメージする家族、いわばサザエさん一家のような家族はいまの時代、とても難しいものになっていると言われています。

社会学者のパーソンズは、家族の機能には「子どもの社会化」と「大人の心理的な安定」の 2 つがあると言っています。つまり親は子どもが社会で生きていけるように育て、親自身も「ほっとできる」場であることが家族の大切な機能であると言えます。また子どもの社会化のなかでは、子どもが社会で生きていくために必要な様々なことを学びますが、子どもの社会化は家庭ばかりでなく、学校での経験も重要です。そのなかには楽しいことばかりでなく、子どもにとって辛い経験もありますが、親は子どもがその経験を経て成長していくことを支援することが大切です。

親子の関係の変化

さて、子どもを取り巻く社会は、この 50 年で大きく変わったと、誰しも感じるのではないのでしょうか。この変化は時間とともに、ある部分は大きく変化し、ある部分は、形は変わっても本質は変わらないということがあると思います。

ここでは変わる前の状況を「昔」と表現し、現在の状況を「今」として話をすすめましょう。

昔、親は子どもの社会に入りこみ過ぎてはいけないというような考えがありました。たとえば、親という字は、子どもを木の側で立てて見ていることがその由来だと聞いたことがあります。親は子どもの様子を木の陰からこっそり見守るのがよいということです。こっそり見えても、心配なことはたくさん出てくるものですが、できるだけ子どもの力を信じて見守ることが大切です。もちろん、子ども同士が深刻な問題に発展した場合には、親が間に入ることもありますが、多くの場合はそこで解決することが多いと感じます。

しかし今の相談の状況を見ると、親は木の陰ではなく子どもの近くにいて、子どもの気持ちを確認しながら、親としてどう振舞えばよいかともに考えているような様子も少なくありません。

親子の関係

仲良し親子という現象が注目されるようになってから久しいです。仲良し親子というのは、親と子が縦の関係よりも、友だち同士のように、横の関係が強い意味あいがあると思います。何でも話せる関係は良い部分もあります。

しかし友だち同士のようにフランクな関係であっても、親は子どもが迷ったときや困ったときに、落ち着いて的確なアドバイスや対応ができることが理想です。しかしなかには、心理的にも友だち同士のように、子どもが不安になると、親自身もどうしてよいかわからず悩む様子も散見されます。

例えば子どもが先生に何かを言われ、子どもがその言葉で不安になった場合、親も子どもと同じように、あるいはそれ以上に不安になり、「ほかに何か言われなかったか」次の日も「今日はどうだったか」と心配のあまり過剰に反応して悩んでしまうようなことです。子どもは自分の気持ちをわかってもらえたとしても、親の不安な様子は子どもの不安を増幅させてしまいます。

親は本音では不安でいっぱいでも、子どもの前では落ち着いた態度で安心させ、子どもの変化を見守ってください。子どもは親が安定していれば、いざという時は守ってもらえると思うはずです。親はそのうえで必要な対応をとっていただければよいのではと思います。

親としての役割

なかには友だちにされたことを「許せない」、という子どもの相談も少なくありません。原因の程度にもよりますが、この「許せない」気持ちを「許す」という行為は、難しいともいわれています。近年の脳科学や心理学の研究のなかには、許せない気持ちは心身に負担をかけることや、怒りや憎しみの気持ちが続くことは、心疾患や精神疾患の発症リスクが高まると言われています。もしも「許す」ことができれば、それは自分自身がその気持ちから開放されることもあり、「誰かを恨んだり、憎んだりする気持ち」から自由になるということです。

とは言え、人は感情の生き物ですから、自分の気持ちのコントロールほど難しいことはありません。子ども自身が考え、「そっか」と考えをリセットできればよいですが、そうはうまくいかないようです。そんなとき、子どもの気持ちの切り替えるきっかけをつくることも親としての役割の一つです。

社会のなかで

社会生活のなかでは、自分と異なる価値観をもつ他者との関係は、ぶつかったりストレスを感じたりすることはあるものです。子ども社会のなかでもそれはあります。そんな時、家庭のなかでは安心して過ごすことができる。元気を充電できる、そんな環境こそが親や家庭に求められることだと言えます。

学校でうまくいかないことがあっても「だいじょうぶ!」「あなたならできるよ!」と期待をもった一言が、子どもには効果的です。

そのうえで親としての心配は親を取り巻く様々サポートを使うことが、大切なのではないのでしょうか。

親であっても「これでいいのか」「どちらがいいのか」と悩むのは当たり前です。子どもの前で大丈夫とはいったものの、どうしてよいか悩むことがあると思います。アシストセンターは子どもにも、親にも元気を与えられる存在でありたいと思っています。子どものことで悩んだ時には、どうぞアシストセンターにご相談ください。



救済委員からのメッセージ

—— 就任 1 年目・2024年度を振り返って ——

札幌市子どもの権利救済委員 朝倉 靖

1 はじめに

2024年4月より、子どもアシストセンター（以下「アシストセンター」といいます。）の子どもの権利救済委員に就任した朝倉です。

弁護士である私は、日常的に相談に乗ることを仕事としていますが、弁護士の法律相談は、おおざっぱにいうと、相談者の話を聴いて事実関係を把握する→聴いた事実を法律にあてはめる→法律にしたがって一定の答えを出す→今後の対応を決めていく、という流れを辿ります。つまり、一定の答え（＝ゴール）を見定めたうえで、そのゴールにたどり着くため今何をなすべきかを考えるわけです。的確なゴールの見定めと、そのゴールにたどり着くための適切な方法論の選択が弁護士の腕の見せ所となります。いくら丁寧に話を聴いたとしても、的確な答えを出せなければダメな弁護士です。

しかし、アシストセンターにお寄せいただく相談の多くは、簡単に答えを出せるものではなく、すぐにゴールを見通すことはできません。ですから、「答えを出す」のではなく、「どうしたらよいか一緒に答えを考える」、あるいは「自分で解決できる力を持てるようにアシストする」ことが大変重要になります。答えを急ぐことはむしろマイナスになることもあり、何より大切なのは相談者の気持ちに寄り添うことだと感じています。

本報告書に記載されているとおり、2024年度もアシストセンターには、子ども達から、また、親御さんをはじめとする大人達からも、たくさんの相談が寄せられました。私は、はじめのうちは、一般的な弁護士の法律相談との違いに多少の戸惑いを覚えながらも、多種多様な相談に接し（子どもの権利救済委員は基本的にはすべての相談記録に目を通します）、この1年間、様々なことを感じ、考えさせられました。

以下では、就任初年度の1年の間に感じたこと、考えたことなどを少し述べさせていただきます。

2 子どもを取り巻く環境

今の子ども達は、容易に多くの情報に接することができます。スマートフォン一つあれば、電話はもちろん、調べものをするのも簡単。暇なときはユーチューブを見たり、ゲームをして時間を過ごしたりすることができます。LINEを使えば簡単に連絡を取り合えます。今日の情報技術の革新は、私達の生活を格段に便利にしました。しかし、悲しいことに、便利なものを悪用する人もいます。フィッシング詐欺が横行したり、WEB上のトラブルが多発したり……。便利さの反面、昔では考えられなかった問題も生じるようになりました。子ども達がこのような情報化社会の危険な側面にさらされていることも否定できません。

一方、世の中が格段に便利になっても、人の悩みの本質が大きく変わるものではないことも事実でしょう。アシストセンターには、子ども達から、友人関係の悩み、親子関係の悩み、学校の先生との関係の悩みなど、人間関係についての相談が多く寄せられます。学校に関していうと、何か問題が生じた場合、(個別的な例外はあり得るとしても)多くのケースでは学校の先生方はその解決のために真剣に取り組んでいると考えられます。スクールカウンセラーの配置など、人的側面でも配慮がなされています。しかし、時として、コミュニケーションのパイプに目詰まりが生じ、学校との間で感情的な軋轢が生じてしまうこともあります。どんなに便利になっても、どんなに制度を整えても、最後は、人として人にどう向き合うか、ということが重要なのだと痛感します。

いずれにしても、少子化、デジタル化、価値観の多様化など複雑な社会的背景の中で、子ども達は暮らしているのです。

3 大人も悩んでいる

アシストセンターには、学校に通うことができない子どもや、その保護者からの相談も多く寄せられます。子ども本人としては、決して怠けたり、甘えたりしているわけではなく、大抵の場合、何とか学校に通わなくてはと思っています。けれどもなかなか学校に足が向かない。それですます悩んでしまいます。

親としても、どう対応すればよいかわからない。確かに、無理に学校に通わせることが子どもに負担を与えることはわかる。でも、このままずっと不登校でよいのか。これからの進路とも関係するし、長い人生の中で我慢すること、頑張ることも学んで欲しい。無理をしてでも学校に行かせたほうが良いのではないのか。堂々巡りしながら、親の悩みも深まってしまいます。実は、大人もそんなに強くありません。子どもとの関係について悩み、誰かに話を聴いてもらいたいという思いを抱えている方がたくさんいます。

また、先にも少し述べましたが、時に保護者と学校との間のコミュニケーションが上手くいっていないケースも見受けられます。保護者としては、学校はどうして何もしてくれないのだろうと憤る、他方、学校としては、子どものためにできるだけ対応をしているのにどうしてわかってくれないのだろうと思う。保護者と学校との関係性がこじれてしまうと、いつの間にか主役であるはずの子どもが置き去りになってしまうこともあります。そうすると、保護者、教員どちらも疲弊してしまいます。大人も悩んでいるのです。

4 改めて子どもの権利とは

フランス革命の人権宣言（1789年）の正式な名称は、「人及び市民の権利宣言」といいますが、ここでいう「人」「市民」とは男性のことを指すのだそうです。つまり女性や子どもの人権はおきざりにされてしまっていたのです。その後、20世紀初頭以降、世界的に子どもの権利に関する意識が高まり、1989年に国連で採択された「児童の権利に関する条約」（以下「子どもの権利条約」といいます。）として結実します。子どもの権利条約は、子どもを権利行使の主体と位置づけ、生存、発達、保護、参加といったあらゆる面において、「子どもの最善の利益」が優先されなければならないと定めています。

子どもに関する問題を考えるには、やはり何をおいても「子どもの権利」の視点から物事を見ていく必要があります。ただ、何が子どもにとって「最善の利益」なのかは、具体的なケースごとに丁寧かつ真摯に考えなければなりません。そんなとき、大切な気持ちのありようは「敬意をもって子どもと接すること」なのではないかと、この1年を通じて感じるようになりました。例えば、子どもの権利条約第12条には、「子どもの意見表明権」が定められています。「子どもの意見表明権」とは、子どもが自分自身にかかわることについて、自由に意見を表すことができる権利を指します。この権利が実現されるためには、大人が子ども自身の「本当の声」を聴きとらなければなりません。子ども達の「本当の声」を聴くためには、敬意をもって子どもと接することが大前提になるのではないのでしょうか。

抽象的な言い方になってしまいましたが、大切なのは子どもへの敬意と愛情だと思います。

5 おわりに～アシストセンターの役割

はじめにも述べましたが、アシストセンターに寄せられる相談の多くは、すぐに答えをだせるようなものではありません。アシストセンターでは、できるだけ相談者に寄り添って丁寧に話を聴かせていただき、一緒に答えを考えます。その結果、悩みを解決することができれば一番です。でも、なかなか解決に至らずに、同じ子どもから（あるいは同じ保護者の方から）、繰り返

し同じ内容の相談が寄せられることも決して少なくありません。一見、同じようなやり取りが繰り返されているように見えますが、毎回相談員が、その時々相談者の言葉を受け止め、その気持ちに寄り添って言葉をかけます。すぐに解決できないとしても、そのやり取りを重ねることで光が見えることもあります。アシストセンターは、相談者の気持ちを受け止める場としての役割を果たしています。

また、子どもの問題にかかわる組織、団体は数多くあります。主要なものとしては、学校、教育委員会、児童相談所、家庭児童相談室、病院、警察などですが、そのほかにもたくさんの相談機関や支援団体などが存在します。アシストセンターでは、相談内容や相談者の要望などを踏まえて、これら組織、団体と連携し、調整を図ることも少なくありません。子どもの問題にかかわらず、社会に生起する問題に対処していくためには、連携がキーワードになると思います。アシストセンターは、このような橋渡し・調整の役割を果たしています。

いずれにしても、何よりアシストセンターという相談の場があることを広く知っていただき、どんなことでも遠慮なく相談していただければ、輝く子ども達の未来のための一助となる役割を果たすことができると思いますので、なにとぞ宜しくお願いいたします。

【活動レポート編】

第1章 子どもアシストセンターの概要

第2章 令和6年度の活動レポート

第3章 関係機関との連携



1 設置目的と性格

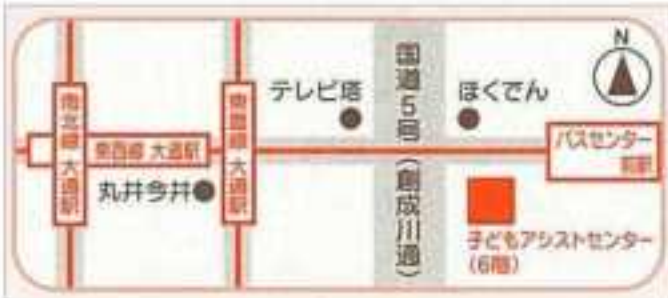
札幌市子どもの権利救済機関（以下、通称名の「子どもアシストセンター」という。）は、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下、「条例」という。）」第33条に規定する子どもの権利救済委員制度として、いじめ等の権利侵害を受け、悩み苦しんでいる子どもを迅速かつ適切に救済することを目的に設置された公的第三者機関です。

子どもアシストセンターでは、子どもに関する相談に幅広く応じ、適切な助言や支援を行うとともに、権利侵害からの救済の申立てなどに基づき、その子どもの最善の利益の実現を図るため、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行います。

この機関の特徴は、行政からの独立性が確保された、いわば子どものためのオンブズマンであるところにあり、救済委員には、必要と判断した場合に「勧告」、「意見表明」、「是正要請」などを行う権限が付与されています。

2 運営体制

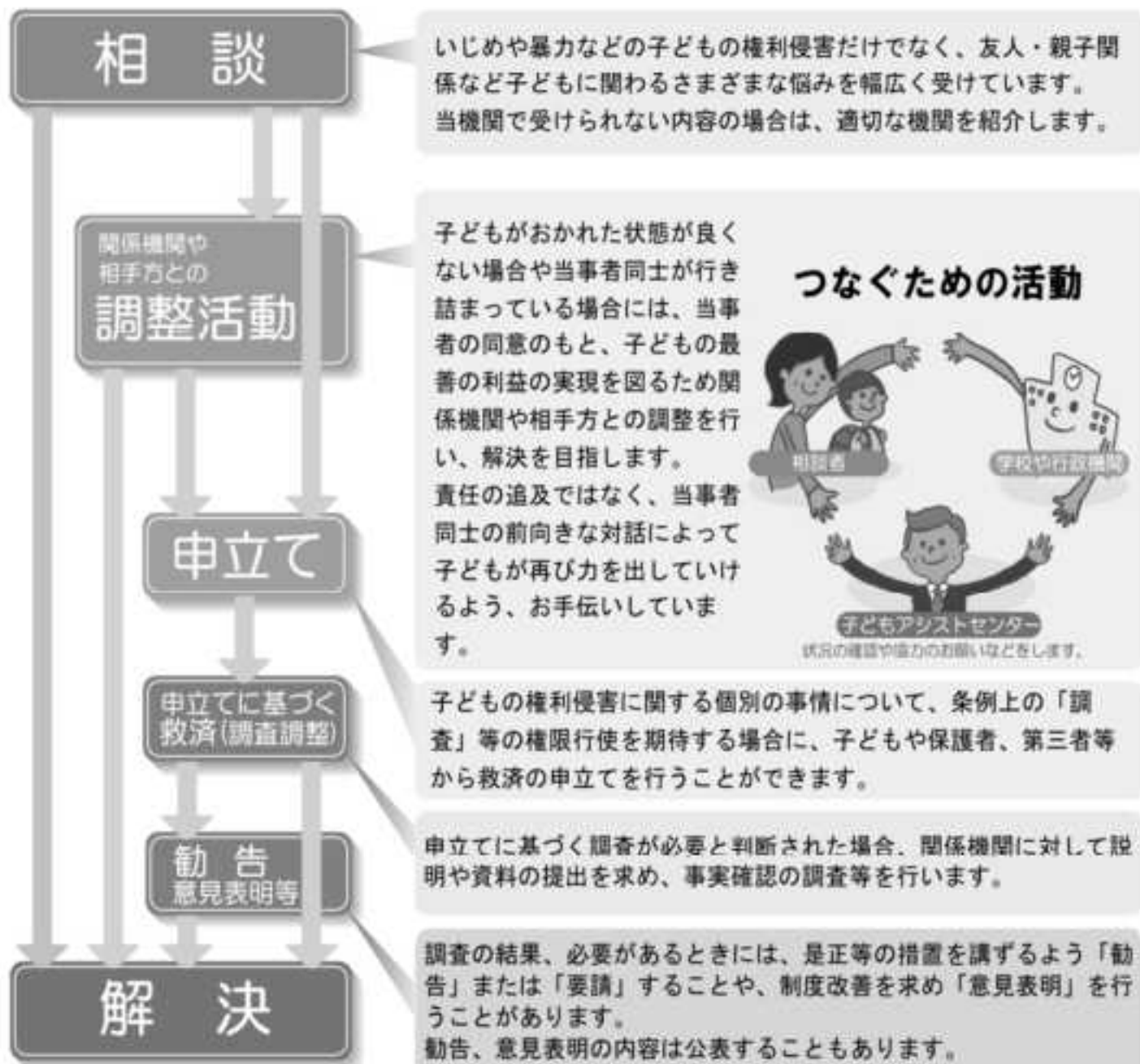
組 織 体 制	・ 委員等 救済委員2名(大学教授・弁護士:令和6年度)、調査員3名、相談員7名 ・ 事務局 4名(事務局長1、事務局次長1、係長職1、担当職員1) ※事務局長は子ども育成部長が、事務局次長は子どもの権利推進課長が兼務
基 本 姿 勢	・ 「子どもの最善の利益」を判断の基準にします。 ・ 子どもの話をよく聴いて、子どもの気持ちに寄り添います。 ・ 子どもが自らの力で次のステップを踏めるよう支援します。
相談・救済の基本的対応	・ 相談を通して、子どもに関わるさまざまな悩みを幅広く受けながら、子どもの権利侵害からの救済を図っていきます。 ・ 救済の申立ての対象は、権利を侵害された子どもの個別救済です。 ・ 解決のために必要があるときは、申立ての有無に関わらず相談者の同意を得て調査や調整を行います。相手方をいさめたり白黒をつけたりするために行うものではなく、何がその子どもにとって最善であるかを関係者が共有し相互に理解しながら、子どもを支援することを目的としています。

対 象	・ 18 歳未満の子どもが対象です（18 歳又は 19 歳であっても、高校 3 年生など 18 歳未満の子どもと同じような環境にある場合は対象となります）。 ・ 札幌市内に在住する子どもが対象です（札幌市外に在住する子どもでも、札幌市内の学校や施設に通学や入所をしており、相談や救済の申立ての原因となった事実が札幌市内で発生した場合には対象となります）。 ・ 申立てによる救済の対象は、救済申立ての原因となった事実のあった日から、3 年を経過していないものです。
相 談 時間帯	・ 月～金 午前 10 時から午後 8 時まで ・ 土 午前 10 時から午後 4 時まで（令和元年度以前は午後 3 時まで） ※ 日曜日、祝日、年末年始は休み ※ 電子メール、L I N E の受信は年中・終日可能
相 談 方 法	・ 電話 - 子ども専用電話 0120-66-3783（通話料無料） - 大人用電話 011-211-3783 ・ 電子メール - メールアドレス assist@city.sapporo.jp ・ 面談 ※原則予約制 ・ L I N E〔子ども専用〕（令和 2 年度より通年実施） L I N E 友だち登録用 二次元コード 
所在地	・ 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目大通バスセンタービル 1 号館 6 階 

3 相談・救済の流れ

子どもアシストセンターの対応は、子どもに関するさまざまな悩みについて相談を受けるところから始まります。相談だけで解決に至らない場合などは、相談者は救済の申立てを行うことができ、救済委員は関係機関に対する調査のほか、必要に応じて、勧告や意見表明をする場合があります。

相談から解決まで



解説

救済委員（2名）

子どもアシストセンターのまとめ役。専門的な立場から、寄せられる相談の内容を検討し、調査員や相談員に指示や助言を与え、事案に対する最終判断を行います。

令和6年度は、大学教授と弁護士が市議会の同意を得て任命されています。

調査員（3名）

学校や他の機関などに働きかけて、子どもに関わるトラブルについて事実関係の確認や、関係者の話合いの場を設けるなどの活動を行います。

令和6年度は、弁護士、児童・社会福祉関係の経験者、教育関係の経験者が調査員を務めています。

相談員（7名）

子ども・大人から寄せられるさまざまな相談に応じ、助言や支援を行います。

教育関係の経験者や相談機関の経験者など、さまざまな経験をもつスタッフが、ひとつひとつの相談に丁寧に対応しています。

令和6年度の相談等の傾向

令和6年度の相談件数は、実件数1,085件、延べ件数3,234件であり、前年度と比較して実件数で59件の減少、延べ件数で4件の減少となりました。

救済の申立てを前提としない、相談の延長としての調整活動⁽¹⁾の案件数は28件で、前年度と比較して4件増加しました。

救済の申立て⁽²⁾は2件受理しました。

相談方法は、Eメールが延べ224件で、前年度と比較して93件減少、電話が延べ1,013件で、前年度と比較して112件減少、面談が70件で、前年度と比較して28件減少した一方、LINEによる相談は延べ1,927件で、前年度と比較して235件増加しました。

1 相談の状況

(1) 相談対応の姿勢

子どもアシストセンターでは、いじめや暴力などの子どもの権利の侵害にかかわる相談だけでなく、友人関係や親子関係なども含めた様々な悩みの相談を幅広く受け付けています。

相談にあたっては、相談者の心情に寄り添った支援を行うことを念頭に、可能な限り当事者である子ども本人の意見を聴くように努めています。

また、悩みの内容によっては、子ども自らが問題の解決に当たることができるよう、子ども自身がエンパワーメントされるような支援も意識して相談活動を行っています。

(2) 相談件数

令和6年度に受け付け、対応した相談件数は、実件数1,085件、延べ件数3,234件であり、前年度に比べて実件数で5.2%減、延べ件数で0.1%減となりました。

なお、この件数の中には、相談者に他機関を紹介したものや、相談者の同意を得て学校や関係機関などに働きかけるなどの調整活動を行った件数も含まれています。



図1 相談件数

(1) 調整活動

救済の申立てに至らない場合でも、相談の内容によっては相談者の同意のもと関係機関との調整を行うことがあります。

(2) 救済の申立て

子どもの権利侵害に関する個別の事情に基づいて、条例上の「調査」等の救済委員の権限行使を期待する場合に、子どもや保護者、第三者等が救済の申立てをすることができます。

(3) 子どもからの相談方法

子どもアシストセンターでは、LINE相談を令和2年度から通年実施しています。令和6年度は、子どもからの延べ相談件数 2,431 件のうち、LINEが 1,922 件 (79.1%) と、前年度の 1,688 件 (73.0%) から更に増えました。

一方、電話は 370 件 (15.2%)、Eメールは 89 件 (3.7%)、面談は 50 件 (2.1%) と、表 1 に示すとおり、LINE以外の方法はいずれも前年度に比べ、子どもからの延べ相談件数における割合を減らしました。

LINE相談が増えている原因としては、以下のことが考えられます。

一つ目は、令和元年度から令和6年度の5年間で、小学生、中学生のスマートフォン利用率⁽³⁾が上昇していること。

二つ目は、子どもの年齢や発達段階によっては、困ったことがあっても、第三者に自分の気持ちや状況を説明するのが難しいものですが、メールと違ってLINEなら文章を組み立てる必要がないこと。

三つ目は、LINEで相談してくれた子どもに、相談員が電話で話せないかと尋ねても、LINEでの相談継続を希望する子が一定程度いるように、子どもにとっては、電話よりLINEの方が相談のハードルが低いこと。

以上のことから、LINEが子どもにとって相談しやすい方法であるために、LINE相談が増えていると言えますが、LINEのやり取りだけで子どもの様子を読み取ることには一定の限界があります。

そのため、LINEから始まった相談であっても、その内容によっては、これまでと同様に、子どもの気持ちに配慮しつつ、相談員から電話や面談に誘い、適切な支援ができるよう努めています。

表1 子どもからの相談方法の内訳

相談方法	件数 (件)	割合 (%)
LINE	1,922(1,688)	79.1(73.0)
電話	370(356)	15.2(15.4)
Eメール	89(201)	3.7(8.7)
面談	50 (64)	2.1(2.8)
その他	0 (2)	0.0 (0.0)
合計	2,431(2,311)	100.0(100.0)

※ () 書きは前年度の数値

※ 割合 (%) は小数第二位を四捨五入

※ 割合の合計は端数の処理上必ずしも 100.0% にはならない

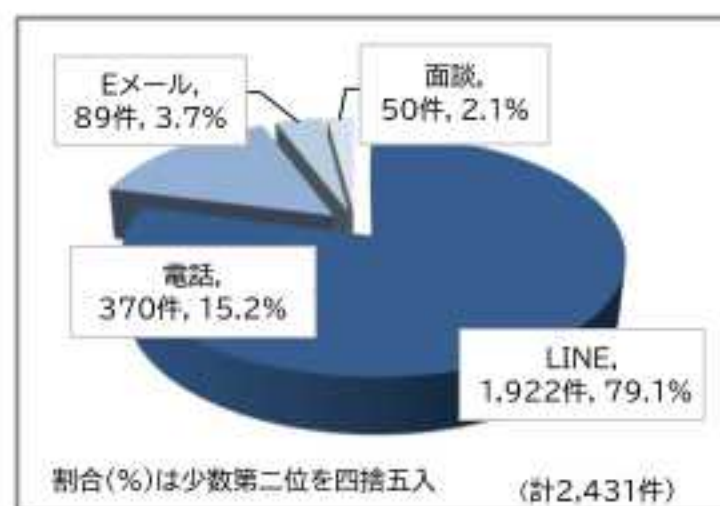


図2 子どもからの相談方法の内訳



相談件数等の詳細



P31~P33

第5章 令和6年度の統計データ詳細

(3) 小学生、中学生のスマートフォン利用率

小学生 (10 歳以上) は令和元年度 49.8%→令和6年度 66.7%、中学生は令和元年度 75.2%→令和6年度 89.1%と上昇しています。 (こども家庭庁 令和6年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」より)

(4) 相談活動の事例の紹介

子どもアシストセンターには、子どもや保護者等から寄せられる相談に対応するため7名の相談員がおり、救済委員と調査員の指導・助言のもとで日々相談活動を行っています。様々な職歴や経歴をもつスタッフが、それぞれの経験を活かしながら、相談者の声に耳を傾け、親身に相談に応じています。以下に、令和6年度の相談事例の一部を紹介します。

【プライバシーを守るため、事例は加工して掲載しています。】

自分の軸を持てるように

【高校生 本人から】

Aさんから、「人付き合いが苦手で、学校生活における対人関係に疲れてしまう」とLINEで相談がありました。

Aさんは、ありのままの自分を受け入れてくれる友人と楽しい高校生活を過ごしたいけれど、相手が自分のことをどう思うかを気にするあまり、学校では家庭にいるときのように本来の自分らしく振舞えないとのことでした。

Aさんは相談員に、身近な人には話せない、自分の中に湧き上がる感情や考えていることをストレートに話してくれました。

初回の相談から半年がたった頃、Aさんは相談員と直接話したいと子どもアシストセンターに面談に訪れ、それ以降、嫌なことや心配なことがあると、面談に来てくれるようになりました。

相談員は、Aさんの相談に対して、ときにヒントを示したり、一緒に作戦を練ったりしながら、一貫して、「今の自分を、嫌いなところも含めて受け入れたうえで、焦らずに一步步前に進もう」というメッセージを送り続けました。

Aさんは、相談員と対話することで、考えを整理することができ、気持ちが落ち着くようでした。Aさんは、将来就きたい職業がイメージできず、大学への進学も迷っていましたが、最終的には大学を受験し、合格しました。

そして、学校生活の中で、ひたすら自分と向き合った結果、自分の軸を持てるようになり、今は晴れ晴れとした気分であると言って、高校卒業と同時に、当センターからも卒業しました。

新しい環境で再スタート

【中学生 本人、母親から】

Bさんから、「学校に行くのが辛くなってきました」とLINEで相談がありました。

Bさんは、明るくてクラスの中心的存在になりたいのに、同級生から真面目な性格だと思われ、クラスで静かに目立たない存在でいることが不満であるとのことでした。

あるとき、Bさん本人から勧められたとして、Bさんのお母様から、「Bが学校に行きたがらない。どうしたらよいか」とお電話で相談がありました。

お母様によれば、Bさんは、以前は就きたい職業と、そのための高校進学を目標にしていたのに、最近は高校には遊ぶために行くと言うようになり、担任の先生からスクールカウンセラーとの面談を勧められても、人目が気になり拒否しているとのことでした。

その後Bさんはほとんど学校に行かなくなりましたが、家で過ごしていても気持ちは休まず、相談員に長文のLINEを送ったり、「どうしたらいいですか」、「大丈夫だと思いますか」と答えを求めることが増えたりと、不安と焦りを募らせる様子が見て取れました。

そして、家庭で感情のコントロールがきかなくなると、黙って家を出て遅くまで帰ってこないこともあるようでした。

相談員はBさんとのLINEと並行して、Bさんやお母様と電話や面談を重ね、お二人の気持ちの橋渡しをし、お母様には家庭児童相談室、札幌こころのセンターなどの他機関の情報提供も行いました。

お母様は、そうした他機関を利用しながら、辛抱強くBさんに向き合われていました。

Bさんからの相談は中学卒業の少し前で途切れましたが、後日お母様から、Bさんのその後についてご報告をいただきました。

Bさんは、中学までの自分を知る人のいない、新たな環境で一から高校生活をスタートし、現在は生き生きと毎日過ごしているとのことでした。

環境の変化を機会に次のステップに進むことができたのは、Bさん本人の力によりますが、そうなるまで、子どもを支える親に寄り添うことも、子どもアシストセンターの大切な役割であると感じた事例でした。

(5) 留意ケース

子どもの置かれている状態が権利侵害であると疑われる場合で、その時点では調整活動や救済の申立てには至らないものの、将来的にその可能性があるものを「留意ケース」として、特に慎重に相談の経過を管理しています。調整活動や申立てに備えて、相談状況をスタッフ全体で共有し動向を注視することにより、権利侵害を見落とすことなく、事案の特性や状況の変化に迅速かつ適切に対応することを目的としています。

令和6年度は、18件の事案について留意ケースとして動向を注視し、うち3件を調整活動の対象としました（令和5年度の留意ケースは11件）。

2 調整活動の状況



(1) 調整活動について

相談対応だけで問題の解決を図ることに限界がある場合、当事者同士の間にも公的第三者として入り、問題解決のためのさまざまな調整をすることが必要になることがあります。救済の申立てに至る前の「相談」段階においても、必要に応じて救済委員の判断により調整を行う場合があります、これを「調整活動」と位置付けています。調整活動は関係機関への事実確認や児童相談所への虐待通告、問題解決のための協力要請や話し合いなど、さまざまな内容、関わり合いのものを含みます。

相談者と関係機関の間に介入する際は、第三者的な立場で、相談者の要求を調整先の関係機関に伝えるだけでなく、関係機関における相談者への対応や状況等をお聴きし、相談者と関係機関がお互いに理解・協力し合える環境を整えることを目指します。

(2) 調整活動の件数

令和6年度は「調整活動」を28の案件について、延べ128回行いました（令和5年度は24の案件について133回実施）。

調整先として、最も多かったのは児童相談所で、14件（令和5年度14件）でした。このうち、児童虐待が疑われる案件として、児童虐待の防止等に関する法律第6条⁽⁴⁾に基づき児童相談所に虐待通告したものが2件ありました。

学校と子ども（保護者）の間に立って問題の解決を図った、学校を調整先とする案件は11件（令和5年度11件）でした。その他、他の相談支援機関や医療機関などを調整先とした案件もありました。

表2 相談項目別・調整先別「調整活動」件数

調整先 相談項目	小学校	中学校	高校	市教育 委員会	市児童 ^{※1} 相談所	その他 ^{※2}	計
家庭生活 (放課後生活、虐待など)	2	4	0	0	12	11	29
学校(幼稚園)生活 (子どもと教師の関係、 いじめ、不登校など)	1	4	0	1	2	0	8
合 計	11			26			28 ^{※3}

※1 各区家庭児童相談室を含む

※2 他相談支援機関(5件)、医療機関(4件)、警察署(1件)、放課後デイサービス(1件)

※3 複数の調整先を持つ案件があるため、調整先別の調整活動件数の合計(37件)と調整案件数(28件)は一致しない

(4) 児童虐待の防止等に関する法律 第6条(抜粋)

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。



(3) 調整活動の事例の紹介

【プライバシーを守るため、事例は加工して掲載しています。】



児童相談所への虐待通告

【相談内容（小学生 本人から）】

ある日の夕方、小学生のCさんから、児童会館の電話を借りて、「もう限界なので、家に帰りたくない」との相談がありました。

Cさんは昨夜、趣味でマンガを描いていたところ、父親に「そんな暇があるなら勉強しろ」と怒鳴られ、描いたマンガを破られたとのことでした。

児童会館の職員に事情を聴くと、Cさんは過去に父親から暴力を受けて児童相談所で一時保護されたことがあり、措置解除後も父親から日常的に暴力・暴言を受けているとのことでした。

【調整活動の実施と経過】

調査員はまず、日頃から直接Cさんと接し、父親からCさんへの暴力を把握している児童会館の職員に、児童相談所へ虐待通告するよう促しました。

それに対し児童会館の職員は、これまでも児童会館からは児童相談所にCさんの状況を伝えているが、今回は事態をより重く受け止めてもらいたいので、子どもアシストセンターから児童相談所に連絡してほしいとのことでした。

そこで調査員は児童相談所に、児童虐待が疑われる相談を受けたと通告しました。後日、児童会館から、Cさんが一時保護されたことの報告と、当センターの迅速な対応に感謝しているとお礼の言葉をいただきました。

そして、あの日にはCさんが当センターのカードを職員に差し出し、自分でここに電話したいと言うので、児童会館の電話を貸したのだと教えてくれました。

個人の連絡手段を持たない子どもであっても、アシストのような相談機関があることを知り、今回の児童会館のように、そばで手助けしてくれる大人がいれば、助けてほしいと声を上げられるのだと、改めて子どもや関係機関への周知・理解の重要性を感じたのでした。



若者支援施設との情報共有

【相談内容（高校生 本人から）】

高校生のDさんから、「友人との関係の作り方がわからない」と電話で相談がありました。

Dさんは、神経発達症の診断を受けており、中学でいじめられた経験があり、その頃から、学校や家で辛いことがあると死にたいと思うようになったとのことでした。

Dさんから、直接会った方が話しやすいとの申し出があり、面談を行ったところ、高校で友人はできたけれど、Dさんが求める深い気持ちのつながりを相手に受容されないと感じがちが落ち込んでしまうこと、また、Dさんは家庭の事情で叔母と二人暮らしで、叔母のことは嫌いではないけれど、Dさんの特性や病状に対する叔母の理解や配慮が十分ではないと感じることがあると話してくれました。

Dさんの「家に安心できる居場所がなく辛い」という思いは時間とともに大きくなり、事前連絡なしで子どもアシストセンターを訪れて涙ぐむ様子から、心身ともに不安定な状況であることがわかりました。

【調整活動の実施と経過】

Dさんは、自分の辛さを高校のカウンセラーに打ち明け、信頼を寄せていましたが、学校の外にも頼れる人や場所が欲しいと、当センターの他、若者支援施設を居場所として利用していました。

そこで相談員は、当センターと若者支援施設が協力してDさんを支援できるように、両機関でDさんの情報を共有することを提案しました。

そして、Dさんがこの提案を受け入れたため、調査員から施設職員に、Dさんの家庭環境、心身の状況、現在の悩みなどについて情報を提供し、施設職員からDさんの施設利用状況を聴取しました。

相談員からDさんに施設と情報共有したことを報告したところ、Dさんからはお礼の言葉がありました。

その後、Dさんから当センターへの相談は来ていませんが、施設に問い合わせたところ、Dさんは施設利用を継続し、イベントにも参加しているとのことでした。

Dさんは、自分の辛さを感じ、人に伝え、頼ることができた、それは生きるために必要な力であると感じた事例でした。

3 救済の申立てによる調査



(1) 救済の申立てについて

救済の申立ての対象は、子どもの権利侵害の個別救済としています。解決のために必要なときは調査や調整を行いますが、相手を諫めたり白黒つけたりするためではなく、何が子どもにとって最善であるかを関係者が共有し、相互に理解しながら、子どもを支援することを目的とします。

(2) 救済の申立て受理件数と概要

令和6年度は、救済の申立てを2件受理しました（令和5年度は救済の申立てなし）。

	権利侵害の申立て内容	対処結果等	調査等の回数
案件1	【特別支援学級の学級編成に関する事】 申立人の子どもが通う特別支援学級において、法の基準に反する編成や運用が行われており、子どもの権利を侵害している。	調査員が学校を訪問し、聴き取り調査を実施したところ、法に抵触する学級編成や運用は確認できなかった。当該申立ての内容は制度に関する要望にとどまり、子どもの権利条例第38条第7号（調査することが明らかに適当でないと認められるとき）に該当することがわかったことから、同第37条第3項に基づき調査を打ち切った。	1回
案件2	【離別した子との面会交流に関する事】 申立人と離別した子どもが面会交流できないことは、子どもの権利を侵害している。	当該申立てに関する調査は、子どもの負担軽減という点も考慮した上で、家庭裁判所による手続きが最善であることから、子どもの権利条例第38条第7号（調査することが明らかに適当でないと認められるとき）に該当すると判断し、調査を実施しなかった。	

(3) 「是正等の措置の勧告」、「意見表明」及び「是正の要請」ならびに「自己発意による調査」

これまでに「是正等の措置の勧告（条例第39条第1項）」、「意見表明（条例第39条第2項）」及び「是正等の要請（条例第40条）」に至った案件はありません。

また、令和6年度において、救済委員の自己の発意による調査⁽⁵⁾を実施した案件はありませんでした。



救済申立て件数等の経年の推移



P39~40

第6章-3 救済申立ての状況

(5) 救済委員の自己の発意による調査

救済委員は、マスコミを通じての情報や救済委員が独自に入手した情報などを根拠として、申立てがなくても、子ども権利救済の観点から調査を実施することが適切であると考えられる場合は、原則、当該子ども又は保護者の同意を得たうえで、自己発意に基づく調査等を行うことができます。

1 子どものための相談窓口連絡会議

札幌市内には、子どもアシストセンターの他にも、国、北海道、民間団体が運営する多くの相談機関があります。

子どもに関する問題が多様化、複雑化する中で、変化に即して問題解決や状況の改善を図っていくためには、行政機関だけではなく、民間団体等も含めた幅広い連携が必要となります。

そのため、子どもアシストセンターは、相談機関相互のスムーズな連携を図れるよう、平成 21 年度から他の相談機関に呼びかけて「子どものための相談窓口連絡会議（当センターを含む官民 22 機関が参加）」を開催しています。

令和 6 年 9 月に開催した第 31 回会議では、子どものインターネット・SNSトラブルをテーマに、出席者に市民文化局区政課職員による講義を聴いていただいた上で、SNSトラブルの相談に関する意見交換を行いました。

また、令和 7 年 2 月に開催した第 32 回会議では、顔の見える関係性づくりを更に一歩進めるとともに、各機関の特性や実務的な考えを共有して具体的な協働につなげるため、事例検討を行いました。品川救済委員がファシリテーターを務め、家庭で居場所がない少年の対応など、二つの事例について、各相談機関でどのような対応が可能かなど、実践的な意見交換を行いました。

これからも、子どもとその家族を支える相談機関が、互いのことを知り、必要なときに連携・協力できる関係づくりを続けていきます。

【会議日時及び内容】

会 議	日 時	内 容
第 31 回会議	令和 6 年 9 月 6 日（金）	1 参加機関からの取組状況の報告及びお知らせ 2 講義「犯罪被害を防ぐ～インターネット・SNSの脅威～」 3 インターネット・SNSトラブルの相談に関する意見交換
第 32 回会議	令和 7 年 2 月 26 日（木）	1 参加機関からのお知らせ 2 事例検討 (1) 家出をして家がない少女（15 歳～18 歳）の気持ちの傾聴対応について (2) 家庭で居場所がない少年の対応について

2 活動状況の報告等

権利の侵害から子どもを救済するために最も大切なことは、関係者の理解と協力を得ながら、子どもと子ども、子どもと大人の関係調整を図っていくことです。

そのためには、子どもアシストセンターの活動状況や、相談を通して見えてくる子どもを取り巻く課題などについて、十分に理解をしてもらうことが重要であり、このことが再発防止や予防にもつながると考えています。

そのため、学校や地域の関係団体などに対して積極的に活動状況の報告や説明を行っています。

【主な報告・説明機関等】

名 称	報告日
日本フランチャイズチェーン協会	令和6年8月7日(水)
札幌市いじめ対策連絡協議会	令和6年8月28日(水)
札幌市学教連絡会	令和6年9月24日(火)
北海道いじめ問題対策連絡協議会	令和6年10月24日(木)
北海道私立中学校・高等学校協会札幌支部会議	令和6年11月20日(水)
札幌市青少年育成委員会連絡協議会	令和7年1月23日(木)

3 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムへの参加

標記シンポジウムは、子どもの権利の普及、地方における子ども施策のあり方を協議することを目的として、毎年開催されております。（※令和2年度・令和3年度は新型コロナウイルスの影響により中止）

令和6年度は、愛知県名古屋で「子どもの最善の利益原則に基づく子ども施策の創出—子どもの権利を実現する文化及び社会の構築をめざして」をテーマに開催されました。

シンポジウムには、品川代表救済委員、事務局職員が現地参加し、他の自治体における子どものための相談・救済に関する活動の現状と課題について理解を深め、アシストセンター内でも情報を共有しました。

【会議日時及び内容】

日 時	内 容
令和7年2月22日(土) 13:00~17:00	「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2024 名古屋 (全体会)
令和7年2月23日(日) 10:00~12:00 (※午前の部のみ参加)	同シンポジウム (第1分科会 子ども相談・救済)

【子どもアシストセンター紹介編】

◎ 救済委員・調査員・相談員のコラム

「他者との付き合い方」

（朝倉 子ども権利救済委員）

「ほめるところがないんです！」

（祐川 子ども権利調査員）

「遠い記憶」

（河村 子ども権利相談員）

第4章 普及・啓発活動



「こんにちは、アシストです」

「他者との付き合い方」

朝倉子どもの権利救済委員
(在籍期間: R6. 4~)

「四苦八苦(しくはっく)」という言葉があります。この言葉は、もともと仏教用語だそうです。「四苦」とは「生・病・老・死」のこと。この「四苦」にさらに「4つの苦しみ」を加えて「四苦八苦」となります。「四苦」以外の「4つの苦しみ」の1つに「怨憎会苦(おんぞうえく)」というものがあります。「怨憎会苦(おんぞうえく)」とは、怨み、憎しみを持つ相手と会わなければならない苦しみ、一言でいうと人間関係に伴う苦しみのことでしょう。

アシストセンターにも、友人関係についての相談が多く寄せられます。「心を許せる友達がいないので学校に行きたくない」「苦手なクラスメイトとのかかわり方がわからない」。お釈迦様の時代からずっと、人類は「他者との付き合い方」に頭を悩ませてきたのですね。

しかし、人生の苦しみを受け止めて悟りを求めるような生き方は、私も含めてほとんどの人には簡単にできることではありません。ですから「人間関係の悩みは人類普遍のものだよ」といっても、何の慰めにもなりません。では、どうすればよいのでしょうか。

もちろん、友人関係の悩みを一緒に考え、相談員から「こうしたらいんじゃないかな」と伝えることで、解決に向かっていくことも多くありますが、中にはなかなか光の見えない相談が続くこともあります。「解決法」とまではいえませんが、私なりにそんなときの「心の持ち方」について、思うことを書いてみたいと思います。

1 つ目は「今の状況はそう長くは続かない」ということです。そもそも学校生活には限りがあります。クラス替え、席替えもあります。人間関係自体も日々刻々変化していきます。仏教のありがたい教えもさることながら、「そんな時代もあったねと、いつか話せる日が来るわ」という中島みゆきさんの歌の一節のほうが、説得力があるかもしれませんね(ただ、本当にどうしようもないときは無理して学校に行くことはありません。)

2 つ目は、「理想の自分や理想の学校生活にとらわれなくてもいいんじゃないか」ということです。村上春樹さんの小説の中で、知り合いから性格上の問題点を指摘された主人公が、自分のことを「ポンコツ車と同じなんだ」と述べるくだりがあります。こっちを直せばあっちが故障する、あっちを直せばそっちが故

障する、というわけです。そんなボンゴツ車の自分と付き合っていくしかないんだという、大げさにいうと生きる姿勢の表明のようなものですね。私は、わりにこの考え方に共感します。

3つ目は、「学校生活がすべてではない(世界は興味深い事柄で満ちている)」ということです。音楽、映画、ドラマ、小説、漫画、スポーツ鑑賞などなど、夢中になれることって世の中にはたくさんありますよね。小説の世界にリアリティを感じる、好きな歌に自分のホントの気持ちを託せる、こういったことは人生を豊かにすると思います。私も最近は大谷翔平選手に夢中で、シーズン中の休日はテレビにかじりついて応援しています。少なくとも、大谷選手の試合を見ている時間だけは仕事のことは頭から追い払って、毎日を楽しんでいます。

お釈迦様から大谷選手まで、なんだかとりとめのない話になってしまいました。他者との付き合い方の悩みは尽きませんが、アシストセンターは子ども達の声をしっかり、じっくり聴かせてもらいたいと考えています。

「ほめるところがないんです!」

祐川子どもの権利調査員
(在籍期間:R4.4~)

「うちの子はほめるところがないんです」「どうやってほめたらいいかわからないです」こんな風に保護者の方から言われることがあります。

一方で、子どもからのLINEに「あなたはとても頑張っているよ、えらいよ」と伝えたと「そんな言葉もらってうれしいです、ほめられたことがないので」と返ってくることもあります。

「ほめる」は本当に難しいです。ダメ出しの言葉は苦勞せずにとんどん出てくるのに「ほめ言葉」は「えらいね」「すごいね」「いいね」くらいで後が続かない…「ほめる」のにも練習が必要なのです。

実は私も、「ほめる」ことの難しさを実感する機会がありました。千葉県の子童相談所の渡邊直所長が考案した「非暴力のコミュニケーション～機中ハ策」(ぜひ検索してみてください)の研修です。グループを作って相手をほめるのですが、最初はぎこちなかったりなんだか顔が引きつったり。でも3日間の研修で、ひたすら「ほめる」ことを続けるうちにどうやらスムーズに言葉が出てくるようになりました。

「当たり前のことまでできてないのに、ほめるなんてできません!」

「当たり前のことって、たとえばどんな風にしてほしいですか?」

「学校から帰ったらまず靴をそろえて、手洗いうがいして、ランドセルからプリントを出してテーブルに置いて、水筒を出して洗って、それから宿題やって…」

これを全部できてからだと、なかなかほめる機会はめぐってこないですね。

まず、やってほしいことの 25%でもできたらほめる「今日は靴そろえてくれたね、ありがとう」。それも難しいなら、いつも困ったことをするのに、それをしなかったら「さっきお買い物の時、お菓子買って、買ってと言わなかったね。うれしいよ!」

子どもだって怒られるよりほめられる方がうれしいのです。「～しないで!」「～はダメ!」の代わりに「こうしてほしい」と具体的に伝えてみると「こうすればいいんだ」とわかるのではないのでしょうか。

先ほどの機中八策の研修でも、とにかくお互いをほめ続けていくうち、会場全体の空気がだんだんと、暖かく優しくなっていくのが感じられるのです。

日本人はほめるのが下手、と良く言われるようですが、言葉でなくとも表情や態度、しぐさでも子どもに「いいね」は伝わります。

すぐには何も変わらないように思えるかもしれませんが、でも続けていくうちに、気が付くと「何だか子どもを叱る回数が減ったみたい…」まずはそんなところから目指してやってみませんか。

「遠い記憶」

河村子どもの権利相談員
(在籍期間:R6.4~)

昨年末、部屋の片づけをしていたら、引き出しの奥から色あせた封筒が出てきました。その中に、私が子どもだった頃の写真が数枚入っていました。無邪気に笑いピースサインをしている自分を懐かしく見ていたら、一枚の写真に目が留まりました。そこには寂しげな顔をしている私がいました。

あっ、あの時のだ…。

ずっと忘れていた遠い記憶がよみがえってきました。

運動が好きだった私は、小学3年生のときバレーボール少年団に入りました。始めた頃は、上級生の練習のボール拾いばかりでしたが、友達と楽しく通っていました。

4年生になり、夏休みに二泊三日のキャンプに参加することになりました。このキャンプは、各地の少年団が海洋センターに集まり、集団生活を共にしながら練習したり海遊びをしたりするものです。私はワクワクしながら、その日が来るのを待っていました。

いよいよ当日。午前の練習を終え、午後からカヌーに乗ることになりました。私はカヌーが初めてだったので少し緊張していました。

救命胴衣を着け、一人乗り用のカヌーに恐る恐る脚を入れ、ゆっくり腰を下ろし両脚を伸ばしました。そして、パドル（カヌーを漕ぐ道具）をつかもうと横を見ると、さっきまで自分のカヌーに寄りかかっていたパドルが海に流され始めていたのです。

私は慌ててパドルをつかもうと上体を横に倒し手を伸ばしたとき、バランスを崩し転覆しました。カヌーに乗ったまま水中で逆さまになり、一瞬頭が真っ白になりました。とにかく早く脱出しなければと必死で脚を抜こうとしましたが抜けません。体を動かせば動かすほど、カヌーの先の方に体が深く入っていくような感じがしました。何より懸命に息を止めていましたが、限界に近づいていることに恐怖を感じました。

何秒くらい息を止めていたのだろうか……。

苦しくて、「もうダメだ」と思った瞬間、体がスルリと抜け、いとも簡単に水面から顔が出ました。

キャンプを終え、帰宅してからも転覆したことが頭から離れませんでした。あの出来事は本当にあったことなのだろうか、もしかしたら夢だったのかもしれない……。そんなことばかり考えていました。

しばらくすると、あんなひどい目にあったのは、自分が先生の話をしっかり聞いていなかったからじゃないか、自分が悪かったからこんなことが起きたのではないか、などと考えるようになり、自信をなくし誰にも話せずにいました。夜も寝つけず、日中ぼんやりとするようになりました。

そんなある日。勇気を出して母に話しました。キャンプで転覆したこと、海の中で死ぬかと思ったこと、今でもそのことを考えると眠れなくなってしまうことなど……。泣きながらすべてを話しました。母は、私の背中をさすりながら黙って聴いてくれました。

それからは、いつもの元気な自分に戻りました。

人は、つらいことを一人で抱えていると、マイナスのことを考えてしまうことがあるようです。私のように怖い体験を自分のせいにし、自信をなくしてしまうこともあります。

みなさんも、つらいときは一人で悩まず、勇気を出して相談してみてください。

アシストセンターは、あなたのお話をじっくり聴かせていただき、一緒に考えていきたいと思っています。

第4章 普及・啓発活動

子どもの権利侵害からの救済にかかる実効性を確保するためには、子どもや保護者、そして子どもが育ち学ぶ施設の職員など、多くの方々に子どもアシストセンターの存在を広く知ってもらうことが重要です。子どもアシストセンターにSOSを伝えられる子どもが増えるよう、実際の相談・救済活動とともに、さまざまな方法により、子どもアシストセンターの普及・啓発活動に取り組んでいます。

1 広報・出前講座

(1) 子どもアシストセンターの広報物

子ども用カード（名刺サイズ）

【対象】小学生・中学生・高校生 【配布時期】5月～6月、10月～11月

↓5～6月配布



大人用カード（名刺サイズ）

【対象】主に大人【配布時期】3月
※コンビニの市内店舗

↓10～11月配布



小・中・高校、特別支援学校、児童会館、保育園等

↓小学生用



↓中学生・高校生用



↓大人用



↓障がい児用



保護者向け広報紙

【対象】小中学生の保護者、高校、公共施設等

【配布時期】12月、2月



保護者向けチラシ

【対象】主に大人

【配布時期】随時※出前講座で配布



(2) LINE広告の配信

主に中高生をターゲットに、アシストセンターを周知する目的の他、今は悩みがなくてもお守り代わりとしてアシストセンターをLINE友だち登録しておくことで、いざというときいつでも相談できる子どもが増えるよう、LINE広告を実施しました。
(配信時期：令和6年8月、令和7年1月)



(3) 出前講座等

あしすと出前講座(3回実施、111人参加)

子どもの権利に関する理解を深めることを目的に、家庭教育学級、青少年関係団体など子どもに関わるさまざまな団体やグループなどを対象に、救済委員や調査員、相談員が講師となり、子どもの悩みや課題について共に考え話し合います。学校から依頼があれば、児童・生徒を対象に「出前授業」も実施しています。

テーマ例

- 【共通】 ・子どもの権利を守るってどんなこと？
- 【大人向け】 ・相談から見える子どもたち
- 【子ども向け】 ・困ったときのSOSの出し方

あしすと子ども出前講座(17回実施、955人参加)



子どもアシストセンターが、親しみやすく安心して相談できる機関であることを子どもたちに直接PRするため、市内の児童会館を利用する子どもを対象に、相談員によるペープサート(紙の人形劇)等を使った出前講座を行っています。

(4) その他



- ◇ ホームページ
 - ・子どものみなさんへ
 - ・コラム「こんにちは、アシストです」(毎月更新)
- ◇ 札幌市子ども未来局X(※旧Twitter) (随時)

2 視察対応

(1) 地方自治体等からの視察

子どもの権利救済機関の設置を検討している自治体等から視察の申し込みがあり、令和6年度は、8件計50名の方が視察に訪れました。

主な説明項目は、子どもアシストセンターの設置の経緯や人員体制、運営状況、LINE相談、学校その他の関係機関との連携などです。

来所日時	自治体名	来訪者	人数
令和6年4月16日(火)	福岡県福岡市	市議会議員	2名
7月24日(水)	岩手県盛岡市	市議会議員	13名
7月24日(水)	長野県佐久市	市議会議員	9名
7月25日(木)	東京都板橋区	区議会委員	10名
8月7日(水)	北海道	子ども政策局職員	3名
11月13日(水)	長野県坂城町	町議会委員	8名
12月5日(木)	大阪府大阪市	市議会議員	3名
令和7年1月9日(木)	北海道	子ども政策局職員	2名

(2) 民間団体等からの視察

子どもアシストセンターの活動に関心を持つ民間団体や大学職員等から、話を聴きたいと申し出があり、アシストの相談状況や運営状況について説明をしました。

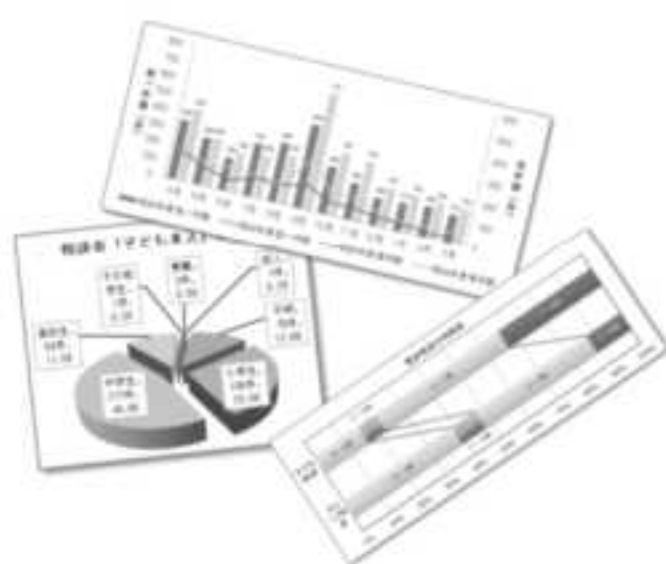
来所日時	団体名	来訪者	人数
令和6年6月13日(木)	札幌国際大学	大学生	7名
6月28日(金)	北海道子どもセンター	運営委員	3名
8月14日(水)	北海道大学	大学教員	3名
9月18日(水)	札幌清田高等学校	高校生	2名
11月5日(火)	セーブ・ザ・チルドレン	団体職員	2名
12月24日(火)	札幌国際大学	大学生	6名
令和7年3月6日(木)	立命館大学	大学教員	2名

【統計・資料編】

第5章 令和6年度の統計データ詳細

第6章 相談件数等の推移

第7章 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例



1 月別相談受付状況



図3 月別相談受付状況

令和6年度は、5月～6月と、10月～11月の2回、小中高生に子ども用相談カードを配布したほか、夏・冬休み明けに合わせてLINE広告を配信しました。特に相談カードの配布直後は、相談件数が増加する傾向にあります。

2 相談者、相談者「子ども本人」の内訳

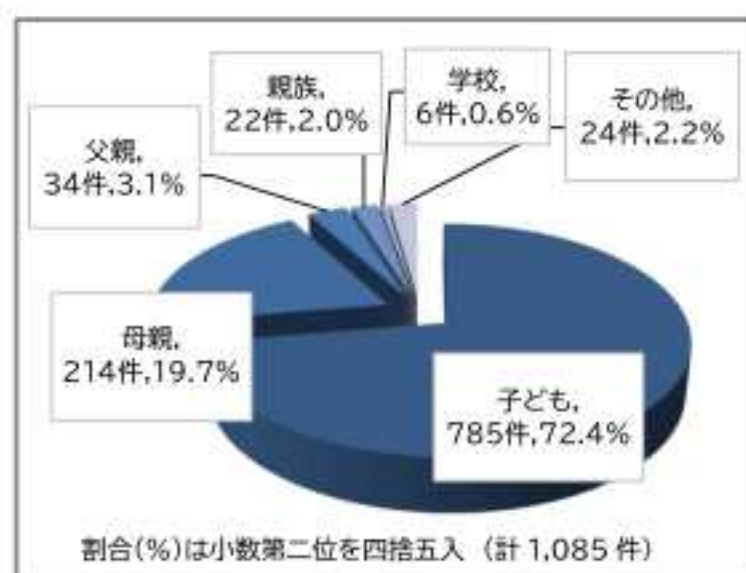


図4 相談者の内訳 (実件数)

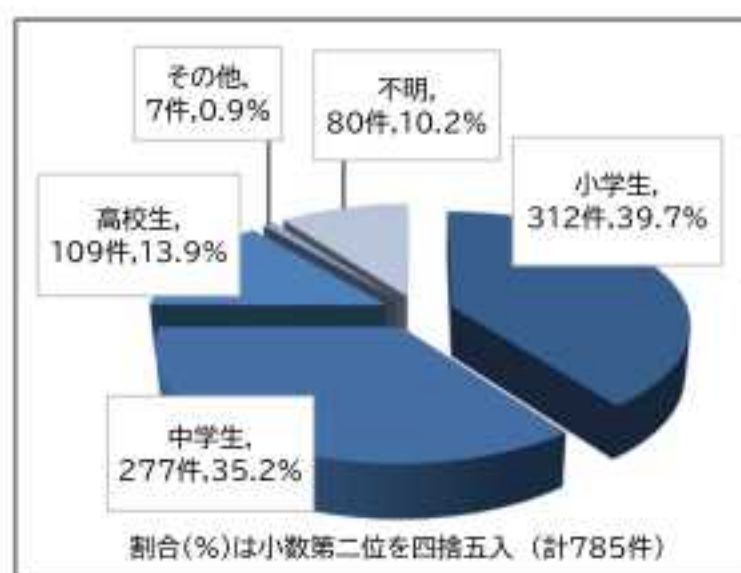


図5 相談者「子ども本人」校種別の内訳 (実件数)

相談者は、「子ども本人」785件(72.4%)が最も多く、次に多いのが「母親」214件(19.7%)で、子ども本人と母親を合わせると全体の9割を占めます。

また、子ども本人を校種別に見ると、小学生が312件(39.7%)と最も多く、次いで中学生277件(35.2%)、高校生109件(13.9%)となっています。

3 相談対象者⁽⁶⁾の内訳

相談の対象となった子どもの内訳は、「小学生」440件（40.6%）が最も多く、次いで「中学生」352件（32.4%）、「高校生」160件（14.7%）となっています。

原則、成人は相談対象ではないため、相談を受けた際には、相談内容に応じ、他の適切な機関を紹介しています。



図6 相談対象者の内訳（実件数）

4 相談方法の内訳

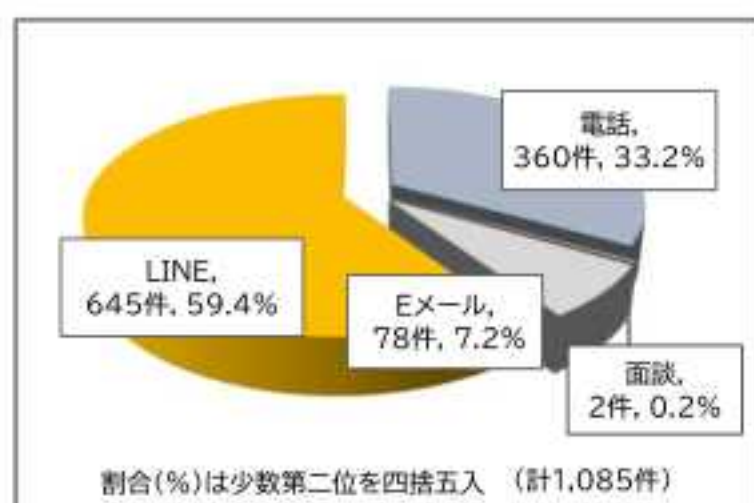


図7 相談方法の内訳（実件数）

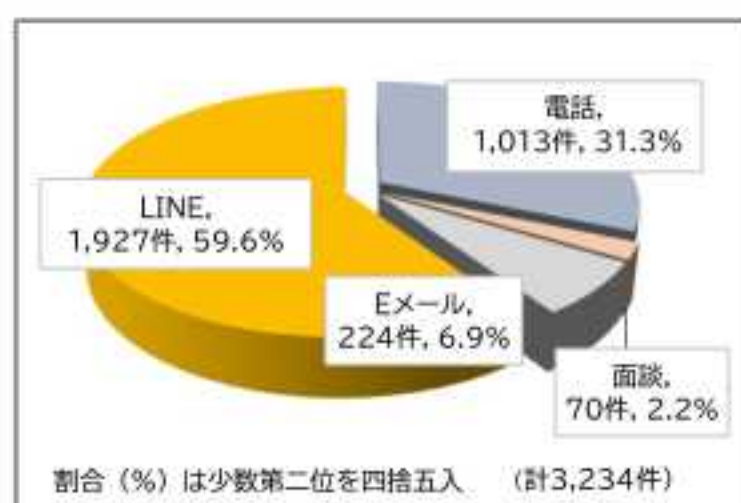


図8 相談方法の内訳（延べ件数）

実件数（初回相談）、延べ件数（初回相談＋継続相談）ともに、LINEによる相談が最も多く、続いて電話、Eメール、面談となっています。

LINEは子ども専用の相談方法であり、大人からの相談は電話が中心です。

子どもからの相談はLINEが約8割を占めますが、その一方で、緊急性の高い場合や、文字でなく声で気持ちをやり取りしたいという思いに応えられる電話や相談員に対面で落ち着いて話を聴いてもらえる面談も一定のニーズがあります。

Eメールは相談者が伝えたい内容を文章にする必要があり、やり取りに時間もかかることから、子ども、大人とも年々利用が減っています。

延べ件数における相談者と相談方法は、表3のとおりです。

(6) 相談対象者

相談の対象となっている子どもを指します。母親から小学生に関する相談があった場合には、「相談者」は母親となり、「相談対象者」は小学生となります。中学生の子ども本人が自分のことについて相談してきた場合には、「相談者」は子どもとなり、「相談対象者」は中学生となります。

表3 相談者と相談方法（延べ相談者数）

区 分	子ども 本人	父親	母親	親族	学校	その他	合計
電 話	370 11.4%	58 1.8%	461 14.3%	24 0.7%	24 0.7%	76 2.4%	1,013 31.3%
面 談	50 1.5%	7 0.2%	8 0.2%	1 0.0%	1 0.0%	3 0.1%	70 2.2%
Eメール	89 2.8%	10 0.3%	59 1.8%	4 0.1%	26 0.8%	36 1.1%	224 6.9%
L I N E	1,922 59.4%	1 0.0%	4 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1,927 59.6%
その他	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
合 計	2,431 75.2%	76 2.4%	532 16.5%	29 0.9%	51 1.6%	115 3.6%	3,234 100.0%

※ 相談者が複数があるため、相談者数の合計は相談件数と一致しない

※ 割合（％）は小数第二位を四捨五入

5 相談内容の内訳

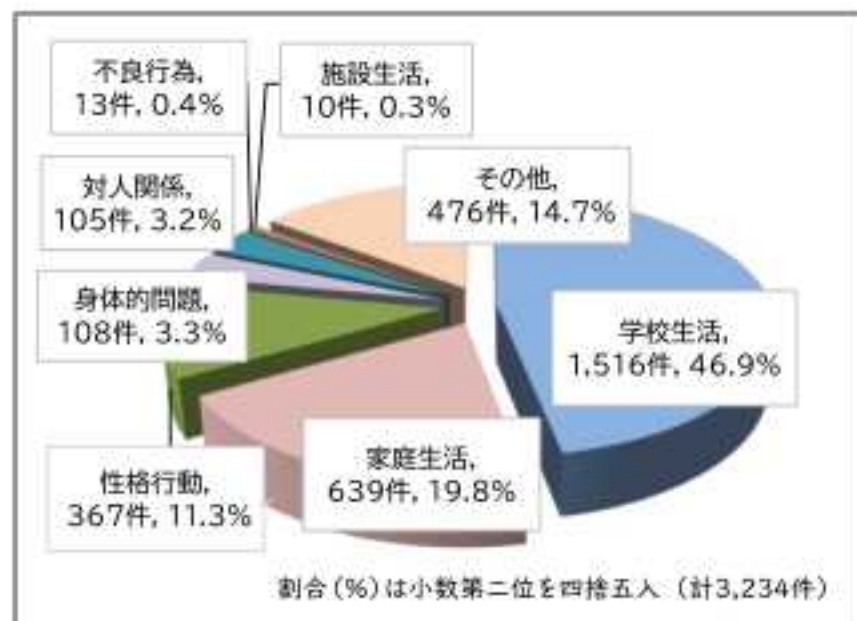


図9 相談内容の内訳

子どもアシストセンターでは、相談内容を「家庭生活」、「学校生活」など大きく8項目に分けています。延べ件数で相談内容の内訳を見ると、「学校生活」1,516件（46.9％）が最も多く、次いで「家庭生活」639件（19.8％）、「性格行動」367件（11.3％）となっています。

子どもと大人別に、相談内容をさらに33の細目に分けた主要な相談件数は、下表のとおりです。

表4 内容別相談件数（子ども・大人別）

子ども（2,431件）		大人（803件）	
① 友人関係	652件（26.8％）	① 親子・兄弟関係	119件（14.8％）
② 精神不安	219件（9.0％）	② 学習・進路	78件（9.7％）
③ 親子・兄弟関係	198件（8.1％）	③ 不登校	52件（6.5％）
④ 学習・進路	96件（3.9％）	④ 友人関係	45件（5.6％）
⑤ いじめ	76件（3.1％）	⑤ 子どもと教師の関係	43件（5.4％）

1 相談の状況

(1) 相談件数

年 度	実件数	延べ件数
H21	1,278 件	3,571 件
H22	1,171 件	3,788 件
H23	1,191 件	4,186 件
H24	1,197 件	3,925 件
H25	1,035 件	3,247 件
H26	1,046 件	3,713 件
H27	1,000 件	4,074 件
H28	833 件	3,515 件
H29	943 件	3,299 件
H30	833 件	2,653 件
R1	1,003 件	3,062 件
R2	882 件	3,230 件
R3	948 件	2,886 件
R4	1,136 件	2,705 件
R5	1,144 件	3,238 件
R6	1,085 件	3,234 件

(2) 相談者別の相談件数（実件数）

年 度	子ども本人	母親	父親	親族	学校	その他※	合 計
H21	562 件	615 件	26 件	36 件	3 件	36 件	1,278 件
H22	521 件	561 件	28 件	28 件	8 件	25 件	1,171 件
H23	619 件	482 件	29 件	33 件	3 件	25 件	1,191 件
H24	711 件	405 件	29 件	22 件	2 件	28 件	1,197 件
H25	592 件	365 件	30 件	26 件	3 件	19 件	1,035 件
H26	601 件	370 件	28 件	25 件	4 件	18 件	1,046 件
H27	528 件	376 件	30 件	29 件	6 件	31 件	1,000 件
H28	420 件	329 件	28 件	20 件	7 件	29 件	833 件
H29	430 件	434 件	29 件	21 件	0 件	29 件	943 件
H30	334 件	394 件	40 件	33 件	6 件	26 件	833 件
R1	570 件	341 件	34 件	16 件	4 件	38 件	1,003 件
R2	601 件	215 件	23 件	15 件	5 件	23 件	882 件
R3	552 件	306 件	38 件	18 件	5 件	29 件	948 件
R4	774 件	291 件	29 件	16 件	3 件	23 件	1,136 件
R5	776 件	270 件	40 件	24 件	5 件	29 件	1,144 件
R6	785 件	214 件	34 件	22 件	6 件	24 件	1,085 件

※ 「その他」：近隣住民、施設関係など

(3) 相談者「子ども本人」校種別の相談件数（実件数）

年 度	小学生	中学生	高校生	不明	その他※	合 計
H21	189 件	205 件	42 件	109 件	17 件	562 件
H22	150 件	204 件	62 件	97 件	8 件	521 件
H23	134 件	313 件	57 件	111 件	4 件	619 件
H24	187 件	342 件	73 件	100 件	9 件	711 件
H25	166 件	277 件	68 件	76 件	5 件	592 件
H26	164 件	278 件	80 件	69 件	10 件	601 件
H27	171 件	222 件	86 件	45 件	4 件	528 件
H28	143 件	148 件	83 件	33 件	13 件	420 件
H29	113 件	143 件	115 件	50 件	9 件	430 件
H30	128 件	84 件	91 件	21 件	10 件	334 件
R1	107 件	252 件	127 件	83 件	1 件	570 件
R2	126 件	287 件	127 件	57 件	4 件	601 件
R3	155 件	248 件	83 件	62 件	4 件	552 件
R4	287 件	318 件	107 件	56 件	6 件	774 件
R5	303 件	295 件	102 件	70 件	6 件	776 件
R6	312 件	277 件	109 件	80 件	7 件	785 件

※ 「その他」：その他学生、有職少年、無職少年、成人

(4) 相談対象者校種別の相談件数（実件数）

年 度	未就学	小学生	中学生	高校生	不明	その他(※)	合 計
H21	34 件	520 件	430 件	146 件	116 件	32 件	1,278 件
H22	42 件	456 件	409 件	141 件	103 件	20 件	1,171 件
H23	41 件	399 件	476 件	139 件	118 件	18 件	1,191 件
H24	28 件	410 件	496 件	138 件	106 件	19 件	1,197 件
H25	19 件	384 件	415 件	125 件	81 件	11 件	1,035 件
H26	33 件	361 件	418 件	137 件	78 件	19 件	1,046 件
H27	29 件	384 件	362 件	159 件	53 件	13 件	1,000 件
H28	26 件	339 件	251 件	151 件	46 件	20 件	833 件
H29	40 件	358 件	293 件	168 件	62 件	22 件	943 件
H30	27 件	367 件	213 件	165 件	40 件	21 件	833 件
R1	30 件	298 件	362 件	195 件	96 件	22 件	1,003 件
R2	18 件	239 件	368 件	165 件	70 件	22 件	882 件
R3	28 件	327 件	373 件	134 件	75 件	11 件	948 件
R4	17 件	462 件	420 件	153 件	67 件	17 件	1,136 件
R5	24 件	502 件	373 件	155 件	78 件	12 件	1,144 件
R6	27 件	440 件	352 件	160 件	91 件	15 件	1,085 件

※ 「その他」：その他学生、有職少年、無職少年、成人

(5) 相談方法別の相談件数

上段：初回相談時の区分による実件数 / (下段：延べ件数)

年 度	電 話	Eメール	面 談	その他※	L I N E	合 計
H21	908 件	356 件	14 件	0 件		1,278 件
	(1,649 件)	(1,778 件)	(139 件)	(5 件)		(3,571 件)
H22	825 件	329 件	17 件	0 件		1,171 件
	(1,820 件)	(1,837 件)	(124 件)	(7 件)		(3,788 件)
H23	715 件	455 件	21 件	0 件		1,191 件
	(1,433 件)	(2,626 件)	(126 件)	(1 件)		(4,186 件)
H24	699 件	481 件	16 件	1 件		1,197 件
	(1,232 件)	(2,543 件)	(145 件)	(5 件)		(3,925 件)
H25	639 件	380 件	16 件	0 件		1,035 件
	(1,250 件)	(1,874 件)	(119 件)	(4 件)		(3,247 件)
H26	638 件	387 件	21 件	0 件		1,046 件
	(1,411 件)	(2,063 件)	(234 件)	(5 件)		(3,713 件)
H27	659 件	318 件	22 件	1 件		1,000 件
	(1,860 件)	(1,922 件)	(283 件)	(9 件)		(4,074 件)
H28	613 件	211 件	9 件	0 件		833 件
	(1,903 件)	(1,420 件)	(189 件)	(3 件)		(3,515 件)
H29	701 件	229 件	11 件	2 件		943 件
	(1,620 件)	(1,485 件)	(188 件)	(6 件)		(3,299 件)
H30	662 件	128 件	10 件	1 件	32 件	833 件
	(1,343 件)	(1,125 件)	(139 件)	(8 件)	(38 件)	(2,653 件)
R1	552 件	131 件	16 件	0 件	304 件	1,003 件
	(1,500 件)	(867 件)	(196 件)	(1 件)	(498 件)	(3,062 件)
R2	385 件	117 件	2 件	0 件	378 件	882 件
	(1,516 件)	(770 件)	(128 件)	(3 件)	(813 件)	(3,230 件)
R3	510 件	117 件	5 件	0 件	316 件	948 件
	(1,464 件)	(537 件)	(140 件)	(9 件)	(736 件)	(2,886 件)
R4	513 件	87 件	3 件	1 件	532 件	1,136 件
	(1,105 件)	(379 件)	(72 件)	(5 件)	(1,144 件)	(2,705 件)
R5	456 件	85 件	5 件	0 件	598 件	1,144 件
	(1,125 件)	(317 件)	(98 件)	(6 件)	(1,692 件)	(3,238 件)
R6	360 件	78 件	2 件	0 件	645 件	1,085 件
	(1,013 件)	(224 件)	(70 件)	(0 件)	(1,927 件)	(3,234 件)

※ 相談方法は、随時「LINEから電話」、「メールから電話」、「電話から面談」等へ移行することがある

※ 「その他」：手紙など

※ LINEの個人情報の管理上の懸念が報じられたことを受け、R3.3.26からR3.7.7までLINEでの相談を休止した

(6) 相談内容別の相談件数（延べ件数）

年 度	家庭生活	学校生活	性格行動	身体的問題	対人関係	その他	合 計
H21	636 件	1,893 件	423 件	106 件	135 件	378 件	3,571 件
H22	692 件	2,134 件	338 件	54 件	200 件	370 件	3,788 件
H23	780 件	1,986 件	765 件	59 件	195 件	401 件	4,186 件
H24	737 件	2,117 件	468 件	50 件	223 件	330 件	3,925 件
H25	591 件	1,980 件	302 件	60 件	94 件	220 件	3,247 件
H26	800 件	2,226 件	235 件	55 件	64 件	333 件	3,713 件
H27	734 件	2,664 件	278 件	41 件	47 件	310 件	4,074 件
H28	588 件	1,798 件	282 件	65 件	64 件	718 件	3,515 件
H29	692 件	1,774 件	267 件	64 件	58 件	444 件	3,299 件
H30	525 件	1,244 件	348 件	71 件	46 件	419 件	2,653 件
R1	648 件	1,435 件	307 件	56 件	137 件	479 件	3,062 件
R2	777 件	1,401 件	417 件	50 件	105 件	480 件	3,230 件
R3	625 件	1,274 件	432 件	46 件	74 件	435 件	2,886 件
R4	429 件	1,409 件	328 件	49 件	73 件	417 件	2,705 件
R5	554 件	1,498 件	566 件	28 件	132 件	460 件	3,238 件
R6	639 件	1,516 件	367 件	108 件	105 件	499 件	3,234 件

※ 「その他」：施設生活、不良行為、問合せ 等

2 調整活動の状況

調整先 年度	小学校	中学校	高 校	市教育 委員会	市児童 相談所	その他 ※	合 計	回 数
H21	18 件	10 件	0 件	1 件	9 件	3 件	41 件	115 回
H22	11 件	9 件	1 件	1 件	11 件	9 件	42 件	202 回
H23	4 件	3 件	0 件	0 件	10 件	2 件	19 件	99 回
H24	3 件	3 件	2 件	1 件	8 件	1 件	18 件	223 回
H25	8 件	6 件	3 件	0 件	4 件	0 件	21 件	125 回
H26	12 件	7 件	3 件	1 件	3 件	5 件	31 件	369 回
H27	13 件	9 件	0 件	0 件	4 件	4 件	30 件	433 回
H28	16 件	4 件	0 件	0 件	2 件	1 件	23 件	289 回
H29	10 件	3 件	0 件	0 件	1 件	4 件	18 件	323 回
H30	10 件	3 件	0 件	0 件	1 件	6 件	19 件	88 回
R1	7 件	2 件	0 件	1 件	1 件	3 件	13 件	168 回
R2	4 件	4 件	3 件	1 件	5 件	3 件	19 件	453 回
R3	11 件	6 件	1 件	3 件	15 件	15 件	32 件	362 回
R4	5 件	3 件	2 件	1 件	8 件	8 件	22 件	188 回
R5	2 件	7 件	2 件	1 件	14 件	5 件	24 件	133 回
R6	3 件	8 件	0 件	1 件	14 件	11 件	28 件	128 件

※ 令和6年度「その他」：他相談支援機関(5件)、医療機関(4件)、警察署(1件)、放課後デイサービス(1件)

※ 複数の調整先を持つ案件があるため、調整先の合計と調整案件数(表の合計)は必ずしも一致しない

3 救済申立ての状況

(1) 申立件数

年 度	件 数	年 度	件 数
H21	3 件	H29	0 件
H22	1 件	H30	3 件
H23	1 件	R1	2 件
H24	1 件	R2	0 件
H25	5 件	R3	1 件
H26	2 件	R4	1 件
H27	0 件	R5	0 件
H28	0 件	R6	2 件

(2) 対処結果等

年度	件数	番号	調査決定 終結等決定	対処結果等	調査等 の回数
H21	3 件	1	H21. 4. 22 H21. 8. 6	[職場での指導に関する事] ・権利侵害の状況が解消し、申立てが取り下げられたため、 条例第 37 条第 3 項に基づき調査打ち切り	22 回
		2	H21. 7. 8 H21. 10. 22	[教師に嫌がらせの犯人扱いをされたことに関する事] ・申立ての趣旨が実現したと判断し、調査終了	26 回
		3	H22. 2. 8 H22. 5. 6	[学校での物品の紛失被害に関する事] ・環境改善等により状況が安定したため、条例第 37 条第 3 項に基づき調査打ち切り	12 回
H22	1 件	1	H23. 1. 13 H23. 2. 10	[いじめによる不登校に関する事] ・申立ての趣旨が実現したと判断し、調査終了	9 回
H23	1 件	1		[学校生活における健康被害に関する事] ・条例第 38 条第 3 号（札幌市オンブズマンに苦情を申し立 てた事案に関するものであるとき）に該当するため、調査 実施せず	0 回
H24	1 件	1	H24. 5. 11 H24. 6. 27	[校外活動に関する事] ・調査依頼先の協力が得られなかったため、その旨を申立 人に説明し、条例第 37 条第 3 項に基づき調査打ち切り	7 回
H25	5 件	1	H25. 5. 30 H25. 6. 21	[退学処分に関する事] ・調査継続による状況改善が見込めず、申立人が司法の場 での解決を望んだため、条例第 37 条第 3 項に基づき調査打 ち切り	13 回
		2	H25. 5. 31 H25. 6. 21	[退学処分に関する事] ・調査継続による状況改善が見込めず、申立人が司法の場 での解決を望んだため、条例第 37 条第 3 項に基づき調査打 ち切り	10 回
		3	H25. 5. 31 H26. 4. 30	[いじめに関する事] ・申立てが取り下げられたため、調査実施せず	0 回
		4	H25. 12. 12 H26. 4. 15	[学校の指導に関する事] ・申立ての趣旨が実現したと判断し、調査終了	13 回

年度	件数	番号	調査決定 終結等決定	対処結果等	調査等 の回数
H25		5	H26. 2. 7 H26. 4. 7	[子どもの意見表明権に関すること] ・申立ての趣旨が実現したと判断し、調査終了	24 回
H26 ～ H27	2 件	1	H27. 3. 9 H27. 9. 25	[校外活動に関すること] ・二年度にわたり調査を実施したが、申立人がこれ以上の調査継続を希望しなかったため、調査終了	4 回
		2	H27. 3. 9 H27. 9. 25	[校外活動に関すること] ・二年度にわたり調査を実施したが、申立人がこれ以上の調査継続を希望しなかったため、調査終了	2 回
H30	3 件	1	H30. 7. 11 H31. 2. 28	[幼稚園の対応に関すること] ・権利侵害の状況が解消したため、調査終了	17 回
		2	H30. 8. 9 H31. 2. 8	[暴力行為に関すること] ・申立ての趣旨が実現したと判断し、調査終了	38 回
		3	H30. 9. 20 H30. 10. 26	[部活動に関すること] ・申立てに係る事実が不当ではないと判断し、調査終了	10 回
R1	2 件	1	R 1. 5. 24 R 1. 11. 21	[養護学校の対応に関すること] ・状況が改善傾向にあると判断し、調査終了	54 回
		2	R 2. 2. 13 R 2. 3. 31	[いじめに関すること] ・申立てが取り下げられたため、調査実施せず	0 回
R3	1 件	1		[子どもの居住権の侵害等に関すること] ・条例第 38 条第 7 号（調査することが明らかに適当でないと認められるとき）に該当するため、調査実施せず	0 回
R4	1 件	1		[医療的ケア児童への制度改善に関すること] ・条例第 38 条第 7 号（調査することが明らかに適当でないと認められるとき）に該当するため、調査実施せず	0 回
R6	2 件	1	R 6. 5. 22 R 6. 7. 18	[特別支援学級の学級編成に関すること] ・調査開始後、条例第 38 条第 7 号（調査することが明らかに適当でないと認められるとき）に該当することがわかったため、同第 37 条第 3 項に基づき調査打ち切り	1 回
		2		[離別した子との面会交流に関すること] ・条例第 38 条第 7 号（調査することが明らかに適当でないと認められるとき）に該当するため、調査実施せず	0 回

4 救済委員の自己発意に基づく調査の状況

(1) 実施件数

年 度	件 数	年 度	件 数
H21	0 件	H29	0 件
H22	0 件	H30	0 件
H23	0 件	R1	0 件
H24	2 件	R2	0 件
H25	1 件	R3	0 件
H26	0 件	R4	0 件
H27	0 件	R5	0 件
H28	0 件	R6	0 件

(2) 実施結果等

年度	件数	番号	発意 終結等決定	調査実施結果等
H24	2 件	1	H24. 6. 6 —	[無戸籍または住民票に記載のない子どもに関する行政サービスの適用状況調査] ※平成 25 年度まで調査継続
		2	H24. 12. 7 H25. 6. 21	[同一教員による体罰に関すること] ・当該教員及び学校側が反省し改善策を実施したことを評価し、引き続き再発防止を求める内容で結果を通知して調査終了
H25	1 件	1	— H25. 11. 14	[無戸籍または住民票に記載のない子どもに関する行政サービスの適用状況調査] ・各種の行政サービスを管轄する各機関に対し、子どもが無戸籍または住民票に記載がない場合の行政サービスの適用の可能性の有無や、サービスを受けるに当たって必要となる手続きについて調査を実施。調査先に結果をフィードバックし、万が一無戸籍の子どもについて対応した場合でも、それぞれの窓口で適切な対応が図られるよう、関係職員への周知等を依頼した。

第7章 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例

札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例

平成20年11月7日制定
平成21年4月1日施行

前文

すべての子どもは、未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。

日本には、平和な社会を築き、基本的人権を大切にする日本国憲法があります。さらに、日本は、世界の国々と、子どもの権利に関して条約を結び、誰もが生まれたときから権利の主体であり、あらゆる差別や不利益を受けることなく、自分らしく、豊かに成長・発達していくことを認め、これを大切にすることを約束しています。

子どもは、子どもが持つ権利を正しく学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます。こうした経験を通して、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます。そして、お互いの権利を尊重し合うことを身につけ、規範意識をはぐくみます。

大人は、子ども自身の成長・発達する力を認めるとともに、言葉や表情、しぐさから、気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために、子どもが直面することについて、ともに考え、支えていく責任があります。

子どもの権利を大切にすることは、子どもが自分の人生を自分で選び、自信と誇りを持って生きていくように励ますことです。それによって子どもは、自ら考え、責任を持って行動できる大人へと育っていきます。

子どもは、社会の一員として尊重され、大人とともに札幌のまちづくりを担っていきます。子どもが参加し、子どもの視点に立ってつくられたまちは、すべての人にとってやさしいまちとなります。

私たちは、こうした考えのもと、ここに、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもが毎日生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利等について定めることにより、子どもの権利の保障を進めることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者その他これと等しく権利を認めることが適当である者として規則で定める者をいいます。

2 この条例において「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、専修学校及び各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設をいいます。

3 この条例において「保護者」とは、親及び児童福祉法に定める里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいいます。

(責務)

第3条 保護者、育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」といいます。）、事業者、市民並びに市は、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 市は、市外においても子どもの権利が広く保障されるよ

う、他の公共団体等に対し協力を要請し、働きかけを行うものとします。

第2章 子どもの権利の普及

(広報及び普及)

第4条 市は、子どもの権利について、広報することなどにより、その普及に努めるものとします。

(子どもの権利の日)

第5条 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるため、さっぽろ子どもの権利の日（以下「権利の日」といいます。）を設けます。

2 権利の日は、11月20日とします。

3 市は、権利の日にふさわしい事業を行うものとします。

(学習等への支援)

第6条 市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域等において、子どもが自分の権利と他人の権利を正しく学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援に努めるものとします。

2 市は、市民が子どもの権利について正しく学び、理解することができるよう、必要な支援に努めるものとします。

第3章 子どもにとって大切な権利

(子どもにとって大切な権利)

第7条 この章に定める権利は、子どもが成長・発達していくために、特に大切なものとして保障されなければなりません。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

(安心して生きる権利)

第8条 子どもは、安心して生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと。
- (2) 愛情を持ってはぐくまれること。
- (3) いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること。
- (4) 障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと。
- (5) 自分を守るために必要な情報や知識を得ること。
- (6) 気軽に相談し、適切な支援を受けること。

(自分らしく生きる権利)

第9条 子どもは、自分らしく生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) かけがえのない自分を大切にすること。
- (2) 個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- (3) 自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること。
- (4) プライバシーが守られること。

(豊かに育つ権利)

第10条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つことができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 学び、遊び、休息すること。
- (2) 健康的な生活を送ること。
- (3) 自分に関係することを、年齢や成長に応じて、適切な助言等の支援を受け、自分で決めること。
- (4) 夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること。
- (5) 様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと。
- (6) 札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと。

(7) 地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること。

(参加する権利)

第11条 子どもは、自分にかかわることに参加することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること。
- (2) 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。
- (3) 適切な情報提供等の支援を受けること。
- (4) 仲間をつくり、集まること。

第4章 生活の場における権利の保障

第1節 家庭における権利の保障

(保護者の役割)

第12条 保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であることを認識し、年齢や成長に応じて適切な指導、助言等の支援を行い、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 保護者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、これにこたえていくよう努めるものとします。

(虐待及び体罰の禁止等)

第13条 保護者は、養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。

2 市は、虐待を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。

第2節 育ち学ぶ施設における権利の保障

(施設関係者の役割)

第14条 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長・発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、相談に応じ、対話などを行うよう努めるものとします。

(開かれた施設づくり)

第15条 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者（以下「施設設置管理者」といいます。）は、子ども、保護者及び地域住民に、施設の運営等に関する情報を提供し、意見を聴き、協力を受けるなど、開かれた施設となるよう努めるものとします。

(いじめの防止)

第16条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもがいじめについて相談しやすいように工夫し、いじめが起きたときは、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めなければなりません。

(虐待及び体罰の禁止等)

第17条 施設関係者は、子どもに対して虐待及び体罰を行ってはなりません。

2 施設関係者は、虐待及び体罰を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。

(関係機関等との連携と研修)

第18条 施設設置管理者は、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等のために、関係機関等との連携に努めるものとします。

2 施設設置管理者は、職員に対し、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等に関する研修の機会を設けるよう努めるものとします。

(事情等を聴く機会の設定)

第19条 施設設置管理者は、子どもに対して不利益な処分等を行おうとするときは、あらかじめ、子ども本人から事

情等を聴く機会を設けるよう努めるものとします。

第3節 地域における権利の保障

(地域における市民及び事業者の役割)

第20条 市民は、地域が子どもにとって多様な人間関係を通して豊かに育つために大切な場であることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 事業者は、雇用する子どもに対し、子どもの権利の保障に努めるとともに、適当な方法により、子どもの権利についての従業員の理解を深めるよう努めるものとします。

(地域における子どもの居場所)

第21条 市民及び市は、地域において、子どもが安心して自分らしく過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。

(地域における自然環境の保全)

第22条 市民及び市は、子どもが育つ環境として自然が大切であることを認識し、地域における自然環境の保全に努めるものとします。

(安全で安心な地域)

第23条 市民及び市は、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に、安心して過ごすことができるよう努めるものとします。

2 市民及び市は、地域において、子どもが自分自身を守る力をつけることができるよう、必要な支援に努めるものとします。

第4節 参加・意見表明の機会の保障

(子どもの参加等の促進)

第24条 市は、市政等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

2 施設設置管理者は、施設の行事、運営等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

3 市民は、地域の文化・スポーツ活動等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

(市の施設に関する子どもの意見)

第25条 市は、子どもが利用する市の施設の設置及び運営に関して、子どもの参加について配慮し、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

(審議会等への子どもの参加)

第26条 市は、子どもにかかわる事項を検討する審議会等に関して、子どもの参加について配慮するよう努めるものとします。

2 前項の審議会等は、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

(子どもの視点に立った情報発信等)

第27条 市民及び市は、子どもの参加の促進を図るため、子どもにかかわる施策、取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信等に努めるものとします。

第5節 子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障

(お互いの違いを認め尊重する社会の形成)

第28条 市民は、子どもが、障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないように、お互いの違いを認め尊重し合う社会の形成に努めなければなりません。

2 市は、前項の差別及び不当な不利益を生じさせない、又はなくすための取組を行うよう努めなければなりません。

3 市は、前項の取組を行う際には、次のことなどに配慮しなければなりません。

- (1) 障がいのある子どもが、尊厳を持って生活し、社会に参加すること。
- (2) 子どもが、アイヌ民族の生活、歴史、文化等を学ぶこと。
- (3) 外国籍等の子どもが、必要に応じて日本語を学ぶとともに、自分の国、言語、文化等を学び、表現すること。
- (4) 子どもが、性別による固定的な役割分担にとらわれないこと及び性的少数者について理解すること。

第6節 子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援 (保護者への支援)

第29条 市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、必要な支援に努めるものとします。

2 事業者は、従業員が安心して子育てをすることができるよう、配慮に努めるものとします。

(育ち学ぶ施設の職員への支援)

第30条 施設設置管理者は、職員が心に余裕を持って、子どもと十分にかかわることができるよう、必要な職場環境の整備に努めるものとします。

2 施設設置管理者は、職員に対し、子どもの権利についての理解を深めるための研修の機会を設けるよう努めるものとします。

(市民の地域での活動の支援)

第31条 市は、子どもの権利の保障に関する活動を行う市民と連携するとともに、市民の地域での活動を支援するよう努めるものとします。

第5章 子どもの権利の侵害からの救済

(相談及び救済)

第32条 市は、次条第1項に定める救済委員によるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、関係機関等と相互に協力・連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければならない。

(救済委員の設置及び職務)

第33条 市は、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図るために、札幌市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を置きます。

2 救済委員の職務は、次のとおりとします。

- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと。
- (3) 制度の改善を求めるための意見を表明すること。
- (4) 勧告、意見表明等の内容を公表すること。

(救済委員の責務等)

第34条 救済委員は、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等と相互に協力・連携を図るものとします。

2 救済委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはなりません。

3 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

4 市の機関は、救済委員の職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的な協力援助に努めるものとします。

5 市の機関以外のものは、救済委員の職務の遂行に協力するよう努めるものとします。

(救済委員の定数、任期等)

第35条 救済委員の定数は、2人とします。

2 救済委員のうち1人を代表救済委員とし、代表救済委員は、救済委員に関する庶務を処理するものとします。

3 救済委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱

します。

4 救済委員は、任期を3年とし、1期に限り再任されることができません。

5 市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他救済委員たるにふさわしくない非行があると認めるときは、議会の同意を得て解職することができます。

6 救済委員は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員又は長その他市長が別に定める者と兼ねることができません。

(相談及び救済の申立て)

第36条 何人も、次に掲げる子どもの権利の侵害にかかわる事項について、救済委員に対し、相談及び救済の申立てを行うことができます。

- (1) 市内に住所を有する子どもに係るもの。
- (2) 市内に通勤し、又は市内に存する育ち学ぶ施設に通学し、通所し、若しくは入所する子ども（前号に定める子どもを除きます。）に係るもの（相談又は救済の申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限り。）

2 救済の申立ては、書面又は口頭で行うことができます。

(調査及び調整)

第37条 救済委員は、救済の申立てにかかわる事実又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、調査を行うものとします。

2 救済委員は、救済の申立てが、救済にかかわる子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき、又は自己の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又は保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、救済委員が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りではありません。

3 救済委員は、調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができます。

4 救済委員は、調査のため必要があるときは、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができます。

5 救済委員は、調査のため必要があるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができます。

6 救済委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害の是正のための調整を行うことができます。

(調査の対象外)

第38条 救済委員は、特別の事情があると認めるときを除き、救済の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとします。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案に関するものであるとき。
- (2) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるとき。
- (3) 札幌市オンブズマンに苦情を申し立てた事案に関するものであるとき。
- (4) 救済委員又は札幌市オンブズマンの行為に関するものであるとき。
- (5) 救済の申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。
- (6) 前条第2項の同意が得られないとき（同項ただし書に該当するときは除きます。）。
- (7) 前各号のほか、調査することが明らかに適当ではない

と認められるとき。

(勧告等の実施)

第39条 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができます。

2 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求めるための意見を表明することができます。

3 第1項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければなりません。

(是正等の要請)

第40条 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請することができます。

(報告及び公表)

第41条 救済委員は、第39条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見表明をしたときは、当該市の機関に対し、その是正等又は改善の措置の状況について報告を求めるものとします。

2 前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、救済委員に対して、是正等又は改善の措置の状況について報告するものとします。

3 救済委員は、第39条第1項の規定による勧告若しくは同条第2項の規定による意見表明をしたとき、又は前項の規定による報告があったときは、その内容を公表することができます。

4 救済委員は、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければなりません。

(活動状況の報告)

第42条 救済委員は、毎年、その活動状況について、市長及び議会に報告するとともに、これを公表するものとします。

(調査員及び相談員)

第43条 救済委員の職務の遂行を補佐するため、調査員及び相談員（以下「調査員等」といいます。）を置きます。

2 調査員等は、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。

3 第34条第1項から第3項まで及び第35条第6項の規定は、調査員等について準用します。

(規則への委任)

第44条 この章に定めるもののほか、救済委員の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

第6章 施策の推進

(施策の推進)

第45条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利に配慮した施策を進めるものとします。

(推進計画)

第46条 市は、前条の施策を進めるに当たっては、総合的な推進計画を定めるものとします。

2 市は、前項の推進計画を定めるに当たっては、市民及び次条に定める権利委員会の意見を聴くものとします。

第7章 子どもの権利の保障の検証

(権利委員会の設置等)

第47条 市は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するため、札幌市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を置きます。

2 権利委員会は、前条第1項の推進計画について意見を述べるほか、市長その他の執行機関の諮問に応じ、又は必要

があるときは自らの判断で、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について、調査し、審議します。

3 権利委員会は、15人以内の委員で組織します。

4 委員は、人権、福祉、教育等の子どもにかかわる分野において学識経験のある者及び15歳以上の子どもを含む市民のうちから市長が委嘱します。

5 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 委員は、再任されることができます。

7 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

(答申等及び市の措置)

第48条 権利委員会は、前条第2項の諮問を受けたとき、又は自らの判断で調査し、審議したときは、その結果を諮問した執行機関又は必要と認める執行機関に答申し、又は報告します。

2 権利委員会からの答申又は報告を受けた執行機関は、これを尊重し、必要な措置を講ずるものとします。

第8章 雑則

(委任)

第49条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市長が別に定める日から施行します。（平成21年規則第7号で平成21年4月1日から施行）

(経過措置)

2 第36条から第41条までの規定は、これらの規定の施行の日（以下「施行日」といいます。）の3年前の日から施行日の前日までの間にあった子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てについても適用し、当該3年前の日前にあった子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てについては、適用しません。

3～6 〔省略〕

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」の付帯決議

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」は、札幌市の将来を担う子どもたちの幸せを願い、安心して生きる権利を保障し、子どもたちの社会参加と意見を尊重し、子どもの未来に希望の世紀を実現するために制定するものである。

従って、条例の趣旨とその成立に至った経緯を十分に踏まえながら、多くの市民に理解を求め、その為の努力を惜しんではならない。

更に、この条例は、我が国が1994年に国際条約として批准した「児童の権利に関する条約」を札幌市において具体化するものであり、本条例の解釈・運用は同国際条約に基づいて行わなければならない。

私たちは、本条例の施行以降の状況について、議会に報告を求めるものである。

以上決議する。

平成20年（2008年）11月7日

札幌市議会



毎年 11 月 20 日は
「さっぽろ子どもの権利の日」

SAPPORO

札幌市子どもの権利救済機関(子どもアシストセンター)
令和6年度(2025年度)活動状況報告書

令和7年(2025年)7月

編集・発行 札幌市子ども未来局子どもの権利救済事務局

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目

大通バスセンタービル1号館6階

電話:011-211-2946(事務局)



<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/assist/>



市政等資料番号	01-G04-25-1364
広報物印刷番号	R7-1-91
関係部局保存年限	1年



I hope you are **HAPPY!**